

## 船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和6年11月23日 13時50分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島北東方沖 小麗女島灯台から真方位 $198^{\circ} 2.1$ 海里 (M) 付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 12.4'$ 東経 $132^{\circ} 30.4'$ )
事故の概要	警戒船Ripplingが漂泊中、Ripplingの同乗者が、接近してきたヨット美美の舷縁を支えようとして負傷した。
事故調査の経過	令和7年1月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 A 警戒船 Rippling、5トン未満（長さ <math>10.52\text{m}</math>） 船舶番号、船舶所有者等 270-31012 広島、個人所有</p> <p>B ヨット 美美、5トン未満（長さ <math>8.65\text{m}</math>） 260-33192 広島、個人所有</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特殊・特定 同乗者A</p> <p>B 船長B、一級小型</p>
負傷者	A 重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約 $7 \sim 8\text{m/s}$ 、視界 良好 海象：波高 約 $0.5 \sim 1.0\text{m}$ 、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aほか2人を乗せ、ヨットレースの監視及び警戒を行うため、レースのスタート地点付近で船首を北方に向けて漂泊していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、ヨットレースに参加するため、A船の左舷船尾方 <math>50\text{m}</math> 付近に当たるレースのスタート地点で船首を北方に向けて漂泊していた。</p> <p>船長Bは、セール（風を受けて前進推力とするための帆）に不具合が生じたのでリタイアすることとしたが、同乗者の1人（以下「同乗者B」という。）をレース運営の手伝い等に参加させるためA船に移乗させてもらうこととした。</p> <p>船長Bは、主機を始動させ、B船はリタイアすること及び同乗者BをA船に移乗させたい旨を告げながらA船に接近した。A船及びB船は防舷材をそれぞれ接舷部に当てた状態で、A船の左舷部にB船の右舷部を接舷させた後に同乗者BをA船に移乗させた。</p> <p>船長Bは、主機を極微速力前進とし、左舵を取ってB船をA船から離舷させて約 <math>40 \sim 50\text{cm}</math> 離れたところ、B船は、北からの風浪に圧</p>

流されてA船に再接近し、接触しそうな状況となった。

同乗者Aは、北からの風浪に圧流されたB船がA船に向かって再接近してくるのを見た際、船内に取り込んだ防舷材を手にしたA船の他の同乗者がB船の方を見ていなかったので、B船が接触しそうな辺りに防舷材を当てるのが間に合わないと思った。

同乗者Aは、接触すれば両船とも傷が付くと思い、接触を防ごうと、A船の左舷部から身を乗り出して両手でB船の右舷縁を押したが、B船が更に接近し、A船とB船との間に左肩を挟まれた。(図1、図2参照)

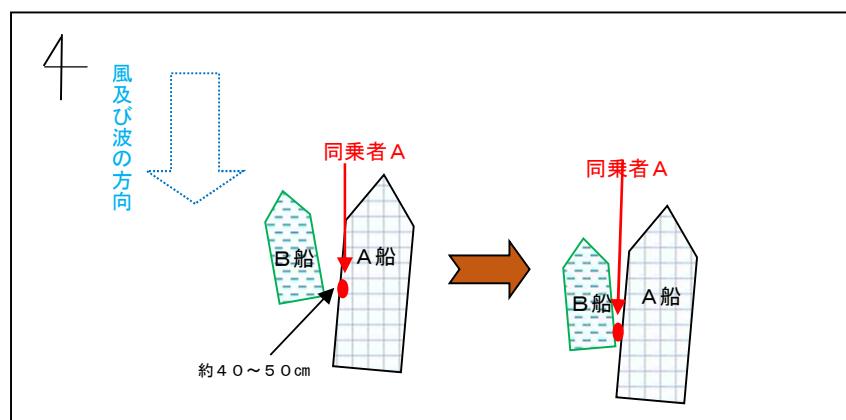


図1 B船がA船に接触しそうになった状況（概略）

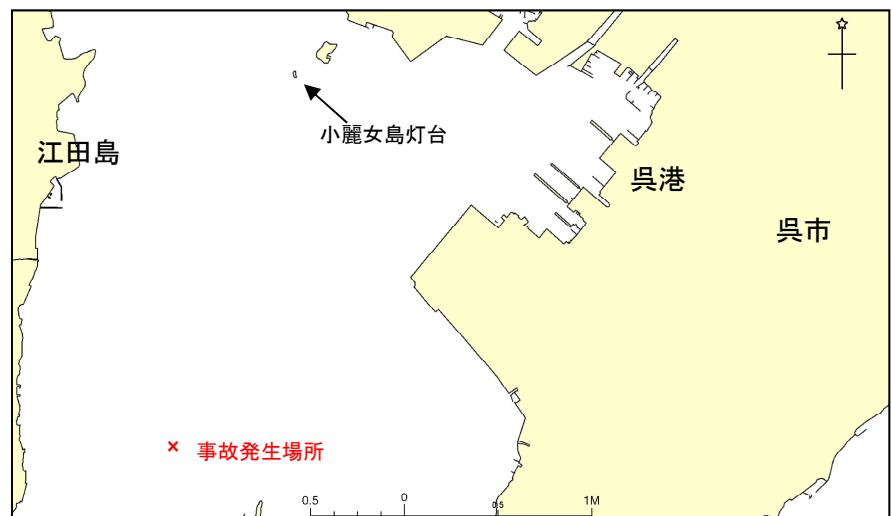


図2 事故発生場所概略図

同乗者Aは、A船で呉市呉港に運ばれ、救急車で呉市内の病院に搬送されて左鎖骨遠位端骨折と診断された。

A船の同乗者Aとは別の同乗者は、呉港に向かう途中、119番及び118番通報を行った。

同乗者Aは、小型船舶操縦士の免許を有しており、ヨットの乗船経験を約30年有していた。

A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。

分析	<p>A船が漂泊中、同乗者Aが、北からの風浪に圧流されて再接近してきたB船との接触を防ごうと、A船の左舷部から身を乗り出して両手でB船の右舷縁を押したことから、左肩をA船とB船との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、B船がA船に向かって再接近してくるのを見て、両船が接触すると船体に傷が付くと思い、A船の左舷部から身を乗り出して両手でB船の右舷縁を押したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、B船が再接近してきた際、防舷材を手にしたA船の他の同乗者がB船の方を見ていなかったので、防舷材を当てるのが間に合わないと判断し、とっさに行動したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、同乗者Aが、再接近してきたB船との接触を防ごうと、A船の左舷部から身を乗り出して両手でB船を押したため、左肩をA船とB船との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶の乗船者は、他船が風浪等に圧流されるなどして接近してきた際は、身を乗り出して手で押すなど、自身の体を使った手段で接触を防ごうとしないこと。</li> </ul>